

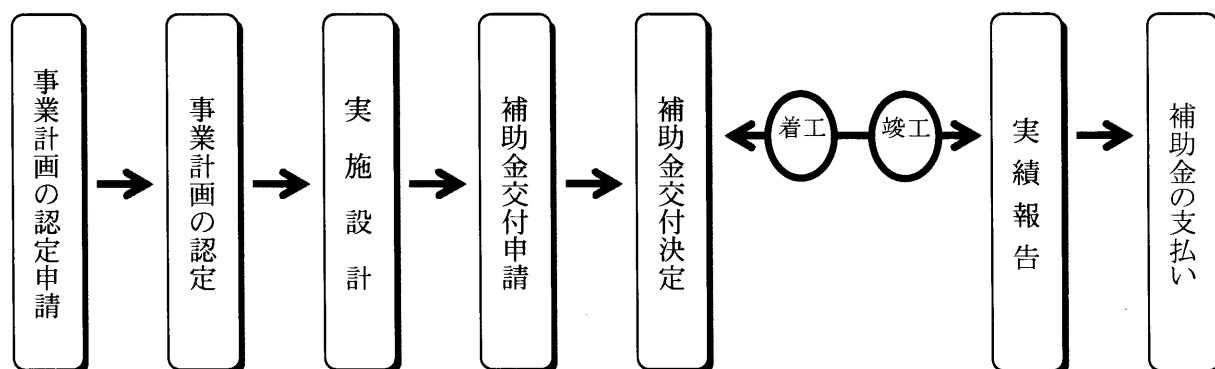
街なか居住推進事業の概要

1. 制度の概要

福岡県では、中心市街地の衰退に歯止めをかけ、便利な街なかで多様な世代が生き生きと暮らせる街づくりをめざしており、街なか居住を推進するため、空き家等の既存ストック建築物を有効活用する「既存ストック活用支援事業」とにぎわい施設等を併設した優良な街なか住宅の供給を行う「にぎわい施設整備支援事業」を行っています。

2. 事業計画の作成から入居開始まで

街なか居住推進事業の実施に当たっては、まず住宅の建設計画等を示した事業計画の認定が必要となります。事業計画については毎年一定期間を設け募集を行います。応募が募集戸数を上回る場合、住宅政策上の評価や、立地条件、住宅の性能、採算性等総合的な観点から選定を行います。事業計画の認定から補助金交付までの流れは下記のようになります。



3. 認定の基準について

既存ストック活用支援事業

街なか※1の既存の建築物を地域優良賃貸住宅として整備すること。（資料1を参照）

※1街なかとは、次の①から④に該当する福岡県内の区域及び①、②又は③の周辺概ね1kmの範囲の区域であること。

- ① 「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）第9条に規定する基本計画に定められた区域
- ② 昭和35年の国勢調査の結果による人口集中地区
- ③ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条に規定する近隣商業地域及び商業地域の指定を受けた区域
- ④ その他市町村が定める街なかの居住の推進に関する計画（以下「街なか居住推進計画」という。）に定める区域

にぎわい施設整備支援事業

街なかに地域優良賃貸住宅又は市町村が策定する街なか居住推進計画に位置づけられた街なか再生に資する住宅とにぎわい施設※2を一体的に整備すること。

※2 にぎわい施設とは、下記のものをいう。

- ・教育及び文化活動に供する施設
- ・社会福祉の用に供する施設
- ・医療を提供する施設
- ・育児活動に供する施設
- ・コミュニティ等の形成を図るための施設
- ・その他知事が定める施設

注意

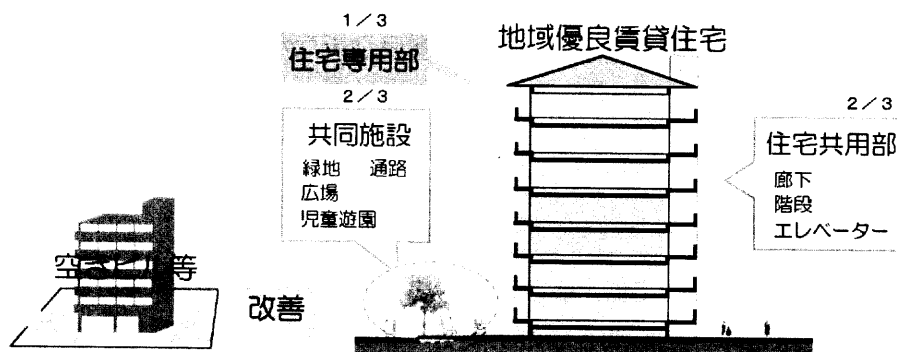
既存ストック活用支援事業及びにぎわい施設整備支援事業につきましては、市町村も同額の支援を行うことを原則としています。従いまして、事業計画の応募を受けた後、建設地の条件又は該当事業にあてはまるかどうかの判断をさせていただきますこととなりますので、ご注意ください。

3. 補助金について

○「既存ストック活用支援事業」

街なかの既存建築物を地域優良賃貸住宅として整備する費用のうち、「地域優良賃貸住宅」の補助対象とならない費用に対して1/3（500千円/戸を限度とする。）の補助を行います。

※注 市町村も同額の支援を行うことを原則とします。



○「にぎわい施設整備支援事業」

地域優良賃貸住宅又は市町村が策定する街なか居住推進計画に位置づけられた街なか再生に資する住宅とにぎわい施設を一体的に整備する費用のうち、住宅専用部分の建築主体工事費に0.15を乗じて得られた額の1/3（1/2※1）の補助を行います。

ただし、にぎわい施設床面積（共用部分を除く。）の合計が住宅床面積（共用部分を除く。）の合計の1/10を下回る場合の建築主体工事費は、下記により算出された額を限度額とする。

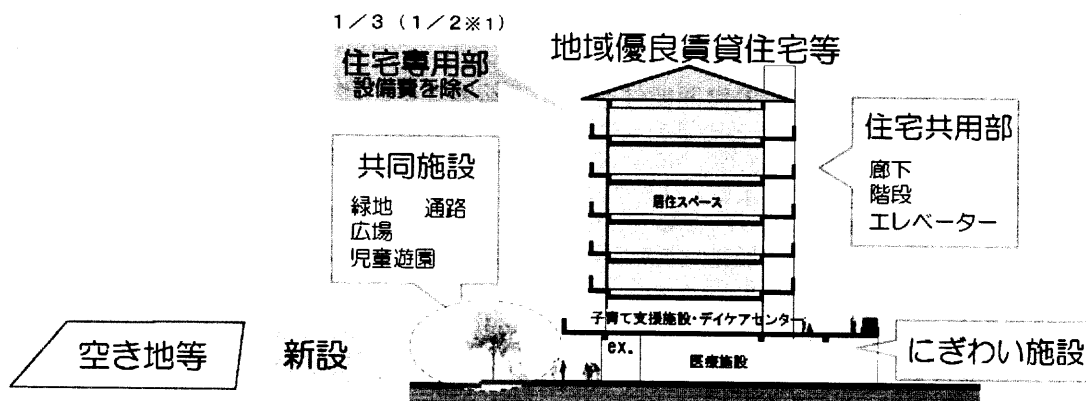
補助対象額＝建築主体工事費※2×0.15

建築主体工事費限度＝建築主体工事費×にぎわい施設床面積×10/住宅床面積

※1：「中心市街地の活性化に関する法律」に規定する基本計画に定められた区域内については1/2

※2：建築主体工事費は、全体の建築工事費から屋内設備工事費、屋外附帯工事費及び他の補助対象事業費を除いた額とする。

※注 市町村も同額の支援を行うことを原則とします。



その他詳しい内容については下記までお問い合わせください。

福岡県建築都市部住宅計画課民間住宅係 TEL：092-643-3731